

2014 年 1 月 31 日

食品安全委員会 企画等専門調査会（第 9 回）

議事（1）「平成 25 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」のコメントペーパー

日本生活協同組合連合会
品質保証本部 安全政策推進部
鬼武一夫

前回の第 8 回企画等専門調査会（11/28）で個別の案件候補/危害要因について詳細に審議できなかったが、今回提案されている 6 件の案件候補に絞られた。今回の専門調査会でも議題が多く時間も限られ、多くの委員からの発言も予測されるため、これら候補について若干のコメントを記す。

案件候補/危害要因 1：ノロウイルス

- ・ 2014 年の年頭の、全国のいくつかの小学校、中学校における学校閉鎖や学級閉鎖を伴うノロウイルスによる大規模な集団食中毒発生の重大さを考慮すると、これらの発生の詳細を把握し、関係する諸機関と共に一層の防止対策を講じるとともに、それを支援するための食品健康影響評価が実施されることが強く望まれる。
- ・ 2010 年 4 月の「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル及び今後の課題～食品中のノロウイルス～」は、カキを主とする二枚貝を中心に食品全般に関する情報を整理したものである（ホームページのトップに掲載されているリスクプロファイルも同様）。
- ・ 今回の集団食中毒においては、1 つのケースでは、市当局により原因食品は食パンであると特定されている、また別のケースでは、原因食品は、給食であり、そのメニューはしょうゆごはん、あなごめし、お好み揚げ、タコとワカメの酢の物などであったと報道されている。
- ・ このように、今回カキを主とする二枚貝以外の食品によって、ノロウイルスによる大規模な集団食中毒が発生していることに鑑み、これらの食品を含む一般食品に関する情報を新たなリスクプロファイルとして纏めることが緊急課題として必要性が高いと考える。
- ・ また、食品媒介よりも、ヒトからヒトへの感染が疑われるケースが多いと述べられているが、最近の発生状況を勘案し、これについてのレビューが行わ

れるべきである。

案件候補/危害要因 2：カンピロバクター

- ・ 現在リスク管理機関が実施している、あるいは実施を検討中のリスク管理措置が、平成 21 年 6 月の評価書「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」の結論に相応したものであるか否かのレビューする必要があると思われる。
- ・ リスクアナリシスは反復的プロセスである (CAC/GL 62-2007)¹ので、今後、カンピロバクターに関する評価作業は、食品安全上きわめて重要な作業であるので、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件としてではなく、リスク管理機関とコミュニケーションを図りつつ実施されるべきと考える。

案件候補/危害要因 3：シアノトキシン

- ・ 出版物、Toxic Cyanobacteria in Water: A guide to their public health consequences, monitoring and management (Edited by I Chorus & J Bartram, 1999)²や US EPA (米国環境保護庁) の Cyanobacteria and Cyanotoxins: Information for Drinking Water Systems (July, 2012)³等を参照して、ファクトシートを作成することは必要ではなかろうか。

案件候補/危害要因 4：飽和脂肪酸

- ・ 現在 NCD (non-communicable diseases ; 非感染性疾患) が世界的に重要な問題となっている。これに関連して、WHO (世界保健機関) は Global Strategy on Diet, Physical Activity and Health⁴を作成し、これは 2004 年 5 月の WHA (世界保健総会) において採択された。
- ・ Codex Alimentarius Commission はこの政策を推進するために、現在具体的な作業を行っているが、2013 年、栄養表示に関するガイドライン (CAC/GL 2-1985)⁵を一部改訂し、飽和脂肪を義務的に表示すべき栄養素とした。

¹ Working Principles for Risk Analysis for Food Safety for Application by Governments

² http://www.who.int/water_sanitation_health/resources/toxicyanbact/en/

³

http://water.epa.gov/scitech/swguidance/standards/criteria/nutrients/upload/cyanobacteria_factsheet.pdf

⁴ http://www.who.int/dietphysicalactivity/strategy/eb11344/strategy_english_web.pdf

⁵ Guidelines on Nutrition Labelling

- ・ 飽和脂肪酸の目標値の設定においても、わが国において飽和脂肪酸を食品表示の対象にすべきか否を検討する際にも、更にまた食生活の改善を図っていく上でも、摂取量を含め、飽和脂肪酸のリスク評価を行うことは極めて重要と考える。
- ・ 日本における科学的サポートする機関は食品安全委員会の役割ではなからうか。

案件候補/危害要因 5 : サプリメント

- ・ 現在食品行政機関は、無定見に「サプリメント」、「健康食品」や「いわゆる「健康食品」」のような、食品に関連する法律に定義されていない言葉を多用している。
- ・ 食品安全委員会は、科学的な、かつ客観的な立場でリスク評価作業を行う以上、これらの食品が法律上、また科学的にどのような地位にあるのかを特定することが先決ではなからうか。
- ・ 即ち、ここで述べられている「サプリメント」とは、Guidelines for vitamin and mineral food supplements (CAC/GL 55-2005)⁶に述べられている vitamin and mineral food supplements に相当するものか否かが明示されるべきである。CAC/GL 55-2005 の vitamin and mineral food supplements は、科学データによって証明され、また FAO/WHO によって認められていることが義務付けられている（セクション 3.1.1）。
- ・ また、ここで述べられている「サプリメント」とは、米国の Dietary Supplement Health and Education Act of 1994⁷に定義されている dietary supplement に相当するのか。
- ・ 更に、ここで述べられている「サプリメント」とは、EU の指令 2002/46/EC に定義されている food supplements⁸、あるいは規則 (EC) No 258/97 の novel foods⁹に相当するのか。
- ・ US FDA (米国食品医薬品局) は、そのウェブサイト Food: Labeling & Nutrition において、「“functional foods” もしくは “Nutraceuticals” のような言葉が、産業界において広く用いられている。このような食品は、法律によって特に定義されていなくとも、Federal Food, Drug, and Cosmetic Act、FFDCA、

⁶ www.codexalimentarius.org/input/.../standards/10206/cxg_055e.pdf

⁷

<http://www.fda.gov/RegulatoryInformation/Legislation/FederalFoodDrugandCosmeticAct/FDCAAct/SignificantAmendmentstotheFDCAAct/ucm148003.htm>

⁸ http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/supplements/index_en.htm

⁹ http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/novelfood/initiatives_en.htm

FDCA、FD&C（連邦食品医薬品化粧品法）の下で規制される。」と述べている。

- したがって、このような食品をどのように、あるいはどのような枠組みで規制するのかを明確にすることが必要である（例えば、食品安全委員会は、企業の提出したデータのレビューのみをおこなうだけでよいのか、それとも関連する研究論文の収集・評価までを義務付けられるのか。食品安全委員会の評価は、データを提出した企業の製品のためだけに行うのか、それとも食品安全委員会の評価結果は、すべての事業者が利用できるものになるのか。）。

案件候補/危害要因 6：添加物の総合評価

- 添加物だけではなく、食品中の化学物質の combined exposure の問題は、現在国際的に注目されている。
- IPCS（International Program on Chemical Safety；国際化学物質安全性計画）は、2007年3月国際的ワークショップを行っている。そしてこれをベースに、報告書、Risk assessment of combined exposure to multiple chemicals: A WHO/IPCS framework が2011年¹⁰に発表されている。また、WHO OECD ILSI/HESI International Workshop on Risk Assessment of Combined Exposures to Multiple Chemicals の報告書¹¹が発表されている（2011年）。
- EFSA（European Food Safety Authority；欧州食品安全機関）は、報告書 International Frameworks Dealing with Human Risk Assessment of Combined Exposure to Multiple Chemical（EFSA Journal 2013;11(7):3313）¹²において、国際的に、また世界各国（米国など）で行われている枠組みをレビューし、今後のEFSAにおける活動を勧告している。
- なお、EUにおいては、ヨーロッパ委員会の3つの非食品科学委員会の報告書、Toxicity and Assessment of Chemical Mixtures（2012）¹³に基づいて、ヨーロッパ委員会は、Communication from the Commission to the Council（COM(2012) 252 final）¹⁴: The combination effects of chemicals: Chemical mixtures において、関連する機関（EFSA、ECHA（European Chemicals Agency；

¹⁰ <http://www.who.int/ipcs/methods/harmonization/areas/aggregate/en/>

¹¹

[http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote=env/jm/mono\(2011\)10&doclanguage=en](http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote=env/jm/mono(2011)10&doclanguage=en)

¹² <http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3313.htm>

¹³

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/environmental_risks/docs/scher_o_155.pdf

¹⁴

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2012:0252:FIN:EN:PDF>

欧州化学機関)、EMEA (European Medicines Agency ; 欧州医薬品庁) および EEA (European Environment Agency ; 欧州環境機関) が協力して combined exposure の問題に取り組むよう要請している。

- 少なくとも上記の国際的および各国の状況について、最新の情報を収集すべきである。

以上